

記載例

【平成〇〇年度分】租税条約の規定に基づく個人住民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき次のとおり届け出ます。

所得税については、日本国と 中華人民共和国 との間の租税条約第 21 条 第 1 項により、租税条約に関する届出書を平成30年 4 月 12 日に税務署に提出して免除を受けています。

個人住民税の免除を受ける者	氏 名	〇〇〇〇 〇〇〇〇		
	住 所	泉佐野市〇〇〇—〇—〇—〇		
	生 年 月 日	1998年 4月 5日	年 齢	20 歳
	国 籍	中国	入 国 年 月 日	2018年 4月 15日
	在 留 資 格	留学	納 税 地	泉佐野市
	在 留 期 間	2018年 4月 15日~2020年 4月 14日		
	入 国 前 の 住 所	〇〇〇〇〇省〇〇〇〇〇市〇〇〇〇〇区〇〇〇〇〇		
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名 称	〇〇〇〇〇大学		
	所 在 地	大阪府〇〇〇市〇—〇—〇		
免税となる所得の支払者	名 称	株式会社〇〇〇〇〇		
	所 在 地	大阪府〇〇〇市〇—〇—〇		
	契 約 期 間	2018年 5月 1日~2019年 4月 30日		
	所 得 の 種 類	給与	支 払 金 額	月額 105,000
	支 払 方 法	現金	支 払 期 日	毎月 15日
納税管理人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
その他の事項				

※添付書類

- ・「租税条約に関する届出書」(税務署の受付印のあるもの)の写し
- ・必要書類 ①在学証明書(学生の場合)、②事業修習者であることを証明する書類(事業修習者の場合)
③交付金等の受領者であることを証明する書類(交付金等の受領者である場合)
④雇用契約等の契約書(雇用契約等を締結している場合)
- ・本人確認書類(個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ)の写し

※注意事項

- ・提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があります、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。